社会福祉法人和光市社会福祉協議会広報媒体有料広告の掲載の取扱いに関する要綱

制定　平成30年2月14日　要綱第5号

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広報媒体）

第２条　この要綱の対象となる広報媒体は、次の各号に掲げるものとする。

（１）広報誌社協わこう（以下「広報誌」という。）

（２）社協ホームページ（以下「ホームページ」という。）

（３）前２号に掲げるもののほか、広告媒体として会長が認めるのもの

（掲載基準）

第３条　掲載できる広告は、社協法人会員である事業所に係わるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に掲げる営業

（２）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

（３）政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係わるもの

（４）前各号に掲げるもののほか、広報媒体の公共性および品位を損なうおそれがあると会長が認めるもの

（掲載の位置）

第４条　広告を掲載する位置は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただしその配置については、会長が指定する。

（１）広報誌にあっては、裏表紙または白黒ページとする。

（２）ホームページにあっては、トップページ画面とする。

（広告の規格）

第５条　広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

（１）広報誌にあっては、裏表紙はフルカラー、裏表紙を除く白黒のページは白黒で、１区画（縦5.5㎝×横9㎝）とする。

　　　また社協で、データの左上に１ポイントの黒枠と「広告」の文字を入れるものとする。

（２）ホームページにあっては、１区画（上下５４ピクセル×横２１１ピクセル）とし、画像はGIF形式またはJPEG形式、PNG形式のいずれかとする。ただし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。

（広告掲載料）

第６条　広告掲載料は、次に掲げるものとする。

（１）広報誌　裏表紙１区画　１回１０，０００円（カラー）、

白黒ページ１区画　１回５，０００円（白黒）

（２）ホームページ　６月１５，０００円

（掲載回数等）

第７条　広告を掲載できる区画数および回数等は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）広報誌にあっては、１事業所あたり１０区画以内とし、１回を単位とする。連続掲載の場合は、４回を上限とする。

（２）ホームページにあっては、区画数の上限はないものとし、原則月の初日を広告の掲載開始日として引き続く６月を単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合には、当該単位の回数を減じることができる。

３　第１項に規定する掲載回数等は１度の申込みにおける制限であって、当該広告掲載希望者がその後において引き続き申し込むことを妨げるものではない。

（広告掲載希望者の募集）

第８条　会長は、広報誌及びホームページを利用して、広告掲載希望者の募集を必要に応じて随時行うものとする。

（掲載の申込み）

第９条　広告掲載希望者は、有料広告掲載申込書（様式第１号）に必要事項を記載し、掲載しようとする原稿を添えて会長に提出しなければならない。

（掲載の決定）

第１０条　会長は、前条の申込みを受けたときは、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定して有料広告掲載決定通知書（様式第２号）により広告掲載希望者に通知するものとする。ただし第８条により募集した結果、掲載することが適当であると判断した数が募集した区画数を超えることとなる場合は、次の順位により決定する。ただしホームページは除く。

　　（１）公社、公益法人及びそれに類するもの

　　（２）公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

　　（３）前号に規定するもの以外の私企業または自営業で市内に事業所等を有するもの

　　（４）その他私企業または自営業等

　　（５）従前の掲載回数が少ない事業所

　２　　上記の順位付けによっても掲載が決定しない場合は、抽選を行い決定する。

（広告掲載料の納入）

第１１条　広告掲載料の納入は、広告を掲載する決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）が会長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに一括して前納することを原則とする。ただし、広告主が分納を希望する場合で会長が認めるときは、この限りではない。

（広告主の責任）

第１２条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　　広告のデザイン、版下、データ等の作成経費は、広告主の負担とする。

（掲載の取消し）

第１３条　会長は、広告を掲載することを決定した後に広告が第３条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第１４条　会長は、納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、社協の責めによる事由（機器の調整等による場合を除く。）により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

　２　前項により還付する広告掲載料の額は、次の計算方法により算定するものとする。

（１）広報誌にあっては、第６条第１号に規定する広告掲載料に広告を掲載することが出来なかった回数を乗じて得た金額とする。

（２）ホームページにあっては、第６条第２号に規定する広告掲載料に広告を掲載することができなかった月（月の初日から末日までを単位とする。）の数を乗じて得た額とする。ただし、１月に満たない期間が生じた場合のその期間における広告掲載料の還付額は、同号の規定する広告掲載料の額をその月の属する月の日数で除して得た額（小数点以下は、切捨てとする。）に広告を掲載することが出来なかった日数を乗じて得た額とする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

　　付　則

　この要綱は、平成30年4月1日から施行する。